

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 礼羽騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市馬内一七五二番一地先ま で</p> <p>ら 加須市馬内一七五八番一地先か</p>		<p>区 間</p>
<p>一二・四四ゝ 一五・四五</p>	<p>一二・四四ゝ 一五・一八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九六・九〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>